

公開します 市政情報 保護します 個人情報 ご利用ください 情報コーナー 情報公開制度・個人情報保護制度に関する問い合わせは総務課法制係 ☎ 551・1536 へ

年金だより

▼「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

国民年金第 1 号被保険者の学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用できます。

また、学生でない 30 歳未満の方は、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」を利用できます。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に障害年金を受けることができなくなる場合があります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に参入されますが、年金額には反映されません。就職等で収入を得られるようになった場合は、将来受け取る年金額を増やすため、10 年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」の利用をおすすめします。

▼国民年金の保険料は、安心・便利・確実な口座振替で！

国民年金保険料の納付には、安心で便利、確実な口座振替をおすすめします。

申込みは、市役所や年金事務所などで申出書を提出してください。なお、4 月から翌年 3 月までの 1 年前納及び 4 月から 9 月までの 6 か月前納をご希望の方は、2 月末日までにお申し込みください（前納は保険料が割引されてお得です）。

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1670、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

国保だより

▼高額医療・高額介護合算療養費制度について

健康保険・介護保険の両方を利用している世帯の年間の自己負担額の合計が高額になり、基準額（表）を超えた場合にその超えた分を支給する制度で、支給対象となる場合は、申請手続きが必要です。

高額医療・高額介護合算療養費制度の基準額（年額：8 月～翌 7 月）

Table with 3 columns: 所得区分, 被用者保険または国保+介護保険 (70~74 歳の方がいる世帯), 被用者保険または国保+介護保険 (70 歳未満の方がいる世帯). Rows include 現役並み所得者 (上位所得者), 一般, 低所得者 (住民税非課税者) with sub-rows II and I.

＜申請方法＞

①福生市国民健康保険及び介護保険に加入している方で対象期間中（平成 23 年 8 月 1 日～平成 24 年 7 月 31 日）に健康保険等の変更がない方

→市が介護保険の自己負担額の状況を確認し、基準額を超えていた場合は勧奨通知をご自宅へ郵送しますので、それに基づき保険年金課（市役所 1 階 5 番）へ申請してください。

②会社の健康保険に加入している方 →平成 24 年 7 月末日現在、会社の健康保険（社会保険、国保組合等）に加入している方は、「介護保険自己負担額証明書」を添え、加入している健康保険へ申請してください。

③対象期間中に転入、就職、退職等で健康保険などが変わった方

→介護保険および以前に加入していた健康保険から「自己負担額証明書」を発行してもらい、平成 24 年 7 月末日現在加入の健康保険に申請してください。

※②と③に該当する方で「国民健康保険自己負担額証明書」が必要な方は保険年金課へ、「介護保険自己負担額証明書」が必要な方は介護福祉課（市役所 1 階 9 番）へ申請をしてください。

※東京都後期高齢者医療制度に加入している方については広報ふっさ 2 月 15 日号のご案内します。

【対象となる期間】平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日まで

【支給申請等受付場所】平成 24 年 7 月末日現在に加入していた健康保険窓口

【申請時に必要なもの】国民健康保険及び介護保険の被保険者証（保険証）、印鑑、振込先の口座番号が分かるもの（国民健康保険の場合は世帯主のもの）

【問合せ】保険年金課保険年金係 ☎ 551・1640、介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

1 月の納税のお知らせ

1 月は市・都民税（第 4 期）、国民健康保険税（第 7 期）、介護保険料（第 7 期）、後期高齢者医療保険料（第 7 期）の納期です。納期限は 1 月 31 日（木）です。口座振替は 1 月 31 日（木）の予定です。残高不足にご注意ください。※納期を過ぎると延滞金（年 14・6%）が課されます。

【問合せ】収納課 ☎ 551・1278

「住宅・土地統計調査単位区設定」にご協力ください

2 月 1 日を設定期日とし、「平成 25 年住宅・土地統計調査単位区設定」を行います。この調査は、平成 25 年 10 月に実施する「平成 25 年住宅・土地統計調査」の準備事務として調査区域の確認や調査区内のオート・マンションなどの建物の住戸数や寮・旅館・事務所などの居住世帯の有無を確認するものです。

調査の対象となるのは、平成 22 年国勢調査の 482 調査区の中から国が選定した 157 の調査区です。1 月中旬から、調査員が調査区域を巡回しますのでご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】総務課総務係 ☎ 551・1576

法テラス「無料法律相談会」を開催します

法テラスと東京三弁護士会多摩支部との共催で、弁護士による無料法律相談会を開催します。

を開催します。

【日時】1 月 26 日（土）午後 1 時 30 分～午後 4 時 40 分

【場所】市役所 1 階第 1 相談室

【定員】先着 5 人（予約制）

【相談員】弁護士 センター）は、資力が乏しい方のための法律相談・裁判費用の立替等を行っている公的な法人です。

【申込み】1 月 18 日（金）から秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529 へ。

福生市文化財消防演習を行います

「育てよう 歴史を守る 防火の心」1 月 26 日は文化財防火デーです。

昭和 24 年の法隆寺金堂の火災にちなみ、昭和 30 年に定められたもので、今年で 59 回目を迎えます。

日本の文化財建造物や美術工芸品の大多数は、木や紙などの可燃物で造られており、常に火災による焼損

の危険にさらされています。文化財防火デーを中心に、消防用設備や防災設備等の点検・整備、防火防止対策の充実、防災訓練を実施するなどして、重要な財産である文化財を火災から守りましょう。

【問合せ】安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638、福生消防署予防課防火査察係 ☎ 552・0119

2 月の無料相談

【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529 ※土・日・祝日を除く

Table with 5 columns: 相談内容, 実施日, 時間, 場所, 備考. Rows include 人権の上相談・行政相談, 登記相談, 相続遺言等暮らしの手続き相談, 税務相談, 法律相談, 交通事故相談, 少年相談, 介護保険相談, 子ども相談, 消費者相談, 心配ごと相談, 事業資金相談.

【そのほかの相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談（☎ 551・1511 市役所代表）、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談（☎ 552・5027 福祉センター）、教育相談（直通 ☎ 551・7700）

【差押財産のインターネット公売】【公売物件】普通自動車（メルセデスベンツ）、液晶テレビ等※ヤフーオークションに公売物件写真が掲載されています。公売への参加は 1 月 22 日（火）午後 11 時までに事前登録が必要です。【問合せ】収納課 ☎ 551・1578